

川西市職員勤務時間、休日及び休暇規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市規則第 46 号

川西市職員勤務時間、休日及び休暇規則の一部を改正する規則

川西市職員勤務時間、休日及び休暇規則（昭和29年川西市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第13条の7第1項中「1日につき正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、」を「、1日につき」に改め、同条第3項中「川西市職員の育児休業等に関する条例（平成4年川西市条例第9号）第22条第1項の規定による」を「育児休業法第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」に改める。

第13条の11中「申告、請求又は申出（次条において）」を「請求、申告又は申出（次条及び第13条の3において）」に改める。

第13条の12の次に、次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第13条の13 任命権者は、川西市職員の育児休業等に関する条例（平成4年川西市条例第9号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 川西市職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。